

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)第14回年次会合

保全管理措置への要求項目

～効果的な資源管理にむけて～

世界のかつお・まぐろ類総漁獲量の56%は、中西部太平洋で獲られたものです。中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)が管理する海域での漁業は、社会的にも経済的にも極めて重要な意味を持っています。加盟国は、商業目的で漁獲されている魚種の資源を豊富なレベルまで確実に回復させ、維持するための保全管理措置を採択し、実行しなければなりません。

最新の資源評価によれば、同委員会が管理する主要なかつお・まぐろ類の資源は乱獲状態ではなく、もしくは、過剰に漁獲されていないとする見込みを示しています。しかしながら、資源評価には、重大な不確実性が含まれています。近年、回復傾向がみられる資源がいくつかありますが、これが環境条件によるものなのか、管理措置によるものなのか、または他の要因によるものなのか不明であるため、この資源評価そのものについて慎重にならざるを得ません¹。

実際、メバチマグロは過去60年、キハダマグロは過去50年にわたり、資源が減少し続けています²。また南太平洋のビンナガマグロは、現在の状況が続けば、減少に歯止めがかからない事も予想されます。中でも、太平洋クロマグロが置かれている深刻な状況³は、同委員会がきちんと機能していないことを示す一例です。他にもサメにおいては、絶滅が危惧される種があるうえに、ほとんどの個体群において同委員会は保全に必要な情報を収集できていません。大型かつ高度化した漁具が急速に普及する一方で、小規模漁業は減少し続けています⁴。

国際環境 NGO グリーンピースが、同海域におけるかつお・まぐろ類の漁業管理の改善に向けて、第14回年次会合で採択すべきと考える最優先項目を以下にまとめました。

1) データの収集

- 漁獲能力と漁獲努力量の管理に必要なデータの報告義務を強化する
- はえ縄漁船団について、オブザーバーによる監視被覆率を20%に拡大する
- すべてのオブザーバーの健康と安全を担保するため強固な安全保障措置を拡充する⁵
- データ提出の義務を遵守しない者に対しては、抑止力を持つ措置をとることを徹底する(制裁、罰金や漁業権剥奪など)

¹ WCPFC 科学委員会第13回定例会議報告書の第51段落目を参照

² WCPFC 科学委員会第13回定例会議報告書の第52段落目と第72段落目を参照

³ 初期資源の2.6%しか残っていない

⁴ 2016年の一本釣りの漁獲量は19万9457トンで、これは1960年代後半以降の最低年間漁獲量である

トロール船による南太平洋系群ビンナガマグロの漁獲量は2097トンで、これは2009年以降、最も低い漁獲高である

WCPFC 科学委員会第13回定例報告書の第13段落目と第22段落目を参照

⁵ 2016年には、オブザーバーへの脅迫、嫌がらせ、不法妨害に関する報告が20件あった

WCPFCの技術コンプライアンス委員会第13回定例会議報告書の第146段落目を参照

2) 人工集魚装置(FADs)を含む漁獲能力の管理

- 漂流タイプの FADs (dFAD) を使用している漁船には、dFAD のブイから得られるオリジナルのデータ(漂流位置やブイの下に集まった魚の群れの大きさなど)へ同委員会の科学委員会がアクセスする権利を義務化する
- 補給船の使用は dFAD の効率や dFAD による漁獲努力量を増加させるので、補給船などの使用を禁止する
- FADs の年間総使用数の制限を強化する(ブイの数も含む)
- 生分解性の材料の使用、絡まりにくいデザインの採用を義務化する
- はえ縄漁業の漁獲能力を早期に評価する

3) 漁獲対象種とそれ以外の魚種の資源保存

- 北小委員会から提案された太平洋クロマグロに関する資源回復計画を最低限の措置として採択するとともに、同委員会へは計画案を再検討し続け、さらに高い目標を掲げることを要請する。資源状態を勘案すると、漁獲枠を超えた漁獲量は、その加盟国の責任で返済することが最優先されるべきである
- メバチマグロとキハダマグロ(特に幼魚)の死亡率を減らすための予防策を導入する
- サメ類の包括的な保全管理措置を策定する
- オナガザメ・オニイトマキエイ・イトマキエイの保持を禁止する
- サメ漁の認可を受けていない漁業者によるワイヤーとシャークラインの使用を禁止する
- データの提出がなければ漁獲したサメの保持を禁止する

4) 洋上転載を含むモニタリングや規制・監視(MCS)

- 洋上転載を漸次廃止する
- はえ縄漁船団について、オブザーバーによる監視被覆率を 20%に拡大する
- 2009 年国連食糧農業機関(FAO)の違法・無報告・無規制(IUU)漁業の防止・抑制・廃絶のための寄港国措置協定と同様の措置を導入し、全ての WCPFC 加盟国に寄港国措置協定に批准することを要求する
- 加盟国がデータ報告要件を確実に遵守するように、履行しない国や地域には罰則を科す
- 規制遵守を監査するプロセスや関連会議等へ NGO と政府間オブザーバーの参加を許可し、透明性の改善と規制遵守監査業務の促進をおこなう

5) 国際法の厳格な履行: 目標管理基準値と限界管理基準値

- WCPFC が管理するすべてのサメとかつお・まぐろ類の資源に対し、限界管理基準値と目標管理基準値および漁獲戦略を定めるために必要な業務を定められた期日に沿って継続し、その業務に必要な十分な人材と財源を確保すること
- カツオの巻き網漁に関する漁獲管理ルールを完成させる。南太平洋と北太平洋のビンナガマグロ、メバチマグロとキハダマグロについては、暫定的予防策としての限界管理基準値を定め、それを遵守する措置をとること

<本件に関するお問い合わせ>

国際環境NGOグリーンピース・ジャパン TEL 03-5338-9800

海洋生態系担当: 岡田幸子 広報担当: 土屋亜紀子